

基本方針（案）、要求水準書（素案）への意見、質問に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
1	基本方針（案）	1	【1. (3)】 【1. (4)】対象処理区・対象施設	本事業は、公共下水道8処理区および農業集落排水施設等32地区を対象とし、地域特性、施設規模、管種・経過年数等が大きく異なる施設を一体的に対象としている点が特徴と理解しています。 一方で、 ・地域特性による作業効率の差 ・既存データの整備状況のばらつき は、事業者のリスク評価や体制構築に影響を与える可能性があります。 については、こうした対象施設の多様性について、 発注者としてどのようにリスクを認識し、事業設計上で考慮しているのか、基本方針としての考え方を示していただきたいです。	被害規模と発生確率によるリスク評価や民間事業者へのサウンディングを行い、最も社会的影響が大きくリスクが高いエリアであり、かつ、合流管を有している浜黒崎処理区は、市が引き続き管理するエリアとしてWPPPPの対象から除外し、比較的风险が低いその他の処理区、農業集落排水施設をWPPPPの対象としています。
2	基本方針（案）	1	【1. (5)】事業方式（管理・更新一体マネジメント方式）	本事業は、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5、更新実施型）を採用するものとされています。 一方で、更新実施量や更新優先順位については、年度協定等により調整されると理解しており、更新内容が年度ごとに変動する可能性がある中で、管理と更新の一体性をどのように担保するかが事業運営上の重要な論点になると考えます。 については、 ・管理業務の結果（点検・劣化評価等）が、更新計画や更新実施判断にどのように反映される想定か ・年度ごとの更新調整が生じた場合でも、「一体マネジメント」と位置づける考え方について、基本方針としての整理を示していただきたいです。	・維持管理に関する業務（概略点検等）の結果、異常が確認された施設は、詳細点検（調査）の対象とし、定期的に評価を行い、改築の必要性を判断していくことにより、管理と更新の一体的なマネジメントを実施していくことを考えています。 ・予算確保状況等により、更新実施量は調整する可能性があり、更新の優先順位は、維持管理に関する業務や詳細点検（調査）の結果をもとに受託者で検討し、効率的かつ効果的に更新が進められるようにマネジメントをしていただきたいと思います。
3	基本方針(案)	1	本業務の対象施設について	本事業にて対象とするのは污水管渠のみで、雨水管渠については対象外という認識でよろしいでしょうか。	雨水に関する施設は本事業の対象外です。
4	基本方針（案）	2	【1. (6)】対象業務（技術提案に基づく業務）	基本方針では、「技術提案に基づく業務」として、効率的な維持管理や雨天時浸入水対策等が位置づけられています。 民間ノウハウを活用する観点で重要なポイントと考える一方、提案内容がどのように業務として採用され、契約条件等に反映されるのかが不明確な場合、積極的な提案がしにくくなるおそれがあります。 については、技術提案に基づく業務の扱いや評価の考え方について、基本方針としての方向性を示していただきたいです。	・「技術提案に基づく業務」については、本事業の維持管理に関する業務において蓄積した情報、把握した課題等を踏まえ、事業開始1年目から5年目の期間内に提案していただき、提案の実施、契約条件への反映は、上下水道局と協議のうえ決定することを考えています。 ・プロポーザル方式での受託候補者選定時においては、技術提案に基づく業務に関する基本的な考え方等をご提案いただき、事業開始1年目から5年目の期間内に具体的な提案をしていただくことを考えています。提案評価の詳細は事業者応募公告時に提案書評価基準にてお示しします。
5	基本方針（案）	4～7	【2. (3)】応募者の参加資格要件 【3. (1)】業務実施時の要件	本事業では、維持管理、計画、設計、改築工事、マンホールポンプ関連業務等、多様な業務に対して詳細な企業要件・技術者要件が設定されています。 これらの要件は業務品質を確保する観点から重要である一方、代表企業単独で全ての要件を満たすことは現実的に難しく、複数企業によるグループ編成を前提とした事業であると理解しています。 併せて、本事業が維持管理・改築工事を含む長期包括契約であり、業務品質の確保および不具合発生時の説明責任が重要であることを踏まえると、事業の中核を担う業務（統括管理、維持管理の主体的実施、改築工事の計画・設計・施工管理等）については、協力企業ではなく構成企業が中心となって要件を満たすことを基本とする考え方が、事業の安定的な運営および品質確保の観点から望ましいと考えます。 については、 ・どの業務・要件については構成企業での充足を想定しているのか ・協力企業による実施を想定する範囲 について、基本方針としての考え方を整理していただきたいです。	・要求水準書（素案）「1.13再委託」のとおり、統括管理業務（データ管理業務を除く）は構成企業での実施を想定しています。その他の業務については、業務実施時に必要な要件を満たしていれば、構成企業、協力企業どちらの実施も可能です。 ・構成企業が実施する統括管理業務において、責任をもって業務全体をマネジメントしていただき、業務品質の確保等を行っていただくことを考えています。
6	基本方針（案）	4	【2. (5)】受託候補者選定後の手続き	本事業では、基本契約締結後、年度ごとに年度協定を締結する方式が採用されると整理されています。 この方式は、事業内容の柔軟な調整が可能である一方、長期契約としての事業安定性との関係が、参加事業者にとって重要な検討ポイントになります。 については、 ・年度協定において変更可能な範囲と、基本契約で固定される事項の考え方 ・年度協定の内容が複数年度に影響する場合の整理 について、基本方針としての考え方を示していただきたいです。	基本契約、年度協定の詳細は事業者応募公告時にお示しします。

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
7	基本方針（案）	4	技術提案に基づく業務の参加要件について	当業務に関わる者には、データ分析結果を踏まえた維持管理や雨天時浸入水対策の効率化に向けた新たな提案を行う必要があるので、豊富な知見と高い技術力・提案力が求められます。企業の参加要件に関連業務（維持管理に関わる共同研究の実績、雨天時浸入水対策業務等）の実績を考慮する必要はないでしょうか。	応募者に求める要件に技術提案に基づく業務に関連する業務の実績を求めることはありません。
8	基本方針（案）	5, 6	業務実施時の要件	①維持管理に関する業務（管路）の修繕業務、④改築に関する業務（マンホールポンプ）の改築工事（機械器具設置工事）の企業の要件について、「富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）に登載された者」が要件となっています。管路の修繕業務、マンホールポンプの改築工事（機械器具設置工事）を行う者は「市内業者でなければならない」とも読み取れますが、この認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
9	基本方針（案）	7	【3. (2)】リスク分担	基本方針では、「業務の瑕疵により生じたリスクは受託者が負担する」と整理されています。 一方で、本事業のように、 ・事前情報が限定的な既設管路 ・長期間にわたり状況変化が想定される事業 を対象とする場合、「瑕疵」の範囲や判断基準が不明確であると、受託者側のリスク評価が過度に保守的になる可能性があります。 ついては、 ・契約不適合・瑕疵の基本的な考え方 ・発注者リスクと整理される事象（情報不足、不可抗力等）との切り分け について、基本方針レベルで方向性を示していただきたいです。	・契約不適合・瑕疵の判断基準は、個々の事象により個別に判断する必要があるため、現時点で考え方をお示しすることはできません。 ・リスクについては、要求水準書(素案)「別紙2 リスク分担表」に示すとおりであり、リスク分担表によらない場合は、その都度協議のうえ決定します。
10	基本方針（案）	7	【3. (3)】モニタリング	本事業では、受託者によるセルフモニタリングと、市によるモニタリングを組み合わせで実施するとされています。 性能発注・包括契約の性格を踏まえると、モニタリング結果が事業評価や是正措置に与える影響は大きく、その透明性・客観性が、参加事業者にとって極めて重要と考えます。 ついては、 ・モニタリング結果の評価基準・判断プロセスの考え方 ・受託者と市との見解が異なる場合の調整方法 について、基本方針として方向性を示していただきたいです。	・モニタリングの詳細は、事業者応募公告時にモニタリング基本計画書（案）にてお示しします。 ・受託者と上下水道局の見解が異なる場合には、必要に応じて第三者機関によるモニタリングを実施することを考えています。
11	基本方針（案）	7	④改築に関する業務（マンホールポンプ）を行う者の要件	「イ配置予定技術者の要件」について、b)改築工事（機械器具設置工事）を行う者として、「管工事施工管理技士」が記載されていますが、「機械工事施工管理技士」ではないでしょうか。ご教示ください。	「管工事施工管理技士」です。
12	要求水準書（素案）	4	1. 13 再委託について	「受託者は、統括管理業務（データ管理業務を除く）を除く業務を再委託することができる。」とあります。データ管理業務は再委託可能との理解でよろしいでしょうか。その際、同書11頁 3. 1. 2 データ管理業務 (1)業務実施体制に記載の、統括技術管理者は、再委託企業から選任するとの理解でよろしいでしょうか。	・データ管理業務は再委託可能です。 ・データ管理業務を再委託する際には、統括技術管理者は構成企業、再委託企業のいずれからでも選任することが可能です。なお、統括技術管理者に求める要件は、募集概要（案）でお示しします。
13	要求水準書（素案）	5	1. 21 (2) 性能発注の本格的な導入	性能発注の本格的な導入に当たっては、上下水道局と受託者の双方において、管理指標および目標値の設定、リスク分担の見直しを行うとともに、その達成状況に応じた対価の変動（ペナルティ等）について協議を行い、とあるが。どの程度のペナルティ水準を想定しているのか、具体的な考え方をお教えいただきたい。	対価の変動（ペナルティ等）の詳細については、モニタリング基本計画書（案）にて基本的な考え方を事業者応募公告時にお示しします。具体的な水準等は、協議の上決定することになります。
14	要求水準書（素案）	5	【1. 21】性能発注の導入	本事業では、1～5年目を仕様発注＋性能発注の試行期間、6～10年目を性能発注の本格導入期間と位置づけている点について、段階的導入として合理的であると考えます。 一方で、アウトカム指標・目標値・ペナルティ設定については、「協議のうえ決定」「契約変更を実施」と整理されており、事業開始時点での不確実性が一定程度残る印象を受けます。 ついては、 ・ペナルティは性能発注の本格導入後（6年目以降）のみ適用される理解でよいか ・外的要因（豪雨、不可抗力等）を考慮した評価調整の考え方 について、公募段階での基本的な整理を示していただくことが、受託者の参画判断および適切なリスク分担の観点から望ましいと考えます。	・ペナルティは性能発注の本格導入後（6～10年目を想定）のみ適用します。 ・性能発注の本格的な導入において、適用されるアウトカム指標およびその目標値、評価調整の考え方等については、協議の上決定することになります。

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
15	要求水準書（素案）	8	2.2.5 局地的な大雨等による安全管理について	安全管理計画の記載内容として、「作業の中止基準・再開基準の設定」とあります。本基準は、受託者が任意で定めるとの理解でよろしいでしょうか。	業務計画書等において、安全管理に関する関係法令等を遵守した安全管理計画を記載し、上下水道局へ提出し、承諾を得る必要があります。
16	要求水準書（素案）	9	(4)年間業務報告書の提出について	毎年度3月末までの提出になっていますが、3月末では3月度及び年間の業務出来高が完了しませんが、この場合の措置について、ご教示ください。当年度の年間業務報告書は翌年度4月の7～10日までに提出することが一般的と認識しています。	年間業務報告書および月間業務報告書（3月分）の提出時期については修正します。
17	要求水準書（素案）	10	2.4モニタリング	必要に応じて設置する第三者機関は、市が設置することを予定されているのでしょうか。 貴局が想定されている第三者モニタリングの内容、対象には貴局も含まれるのでしょうか。ご教示ください。第三者によるモニタリングは、本事業の運営状況について、受託者によるセルフモニタリング結果及び受注者によるモニタリング結果を基に、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、貴局及び受託者の確認・監視を行うような建付けを希望します。 貴局によるモニタリングと同じ視点で、受託者のみをモニタリングするような場合では、民間のモニタリングに対する事務負担が倍増するだけで、第三者によるモニタリングの意味はなく、また非効率と考えます(専門家によるダブルチェックの意味合いもありますが、そうであれば第三者が貴局に代わってモニタリングを行えば足りるのではないかと考えます)。	・第三者機関は、市が設置することを考えています。 ・第三者モニタリングは、専門的な知見を持った第三者機関に中立的な立場でセルフモニタリング、上下水道局によるモニタリングの実施状況を評価・分析していただき、今後のモニタリング手法の改善等を目的に実施することを考えています。
18	要求水準書（素案）	11	3.1.1 統括管理業務における業務実施体制について	統括管理者、統括技術管理者、業務責任者（維持管理に関する業務（管路））、業務責任者（維持管理に関する業務（マンホールポンプ））はそれぞれ兼務することは可能でしょうか。	統括管理者、統括技術管理者、業務責任者（維持管理に関する業務（管路））、業務責任者（維持管理に関する業務（マンホールポンプ））の兼務は不可とし、4名の配置が必要となります。
19	要求水準書（素案）	11 13 19 25	業務実施体制について	「統括管理者」「統括技術管理者」「業務責任者」は、富山市内に常駐すること、専属や専任などの要件、公的な資格の要件はあるでしょうか。	・統括管理者は原則として常駐かつ専任での配置を要件とします。ただし、代わりの者を配置する等により常駐義務を緩和することができます。 ・統括技術管理者、業務責任者は常駐、専任での配置は要件としません。 ・統括管理者、統括技術管理者に求める資格要件等は、募集概要（案）でお示しします。
20	要求水準書（素案）	11	統括管理業務	・統括管理者を1名配置とされているが、広域・多施設かつ更新実施型業務を踏まえると単独での遂行は現実的でないと考えるため、当該体制で成立する前提条件および工数算出根拠をご教示ください。 ・統括管理機能についてリスク分散および業務集中回避の観点から複数配置が不可欠と考えるが、副統括配置や機能分担体制の構築に関する発注者の想定をご教示ください。 ・各業務の主任技術者を統括管理の代行・補完として活用するマトリクス型体制の構築が許容されるかご教示ください。	・統括管理者は各業務の業務責任者や技術者等と連携し、一体的にマネジメントできる組織体制を構築し、業務を遂行していただくことを想定しています。統括管理者の工数については、予定価格に係る事項でありお示しできません。 ・統括管理者の補佐役として、副統括管理者を配置することとし、副統括管理者は、統括技術管理者、業務責任者と兼務可能とします。なお、副統括管理者を再委託先から選任することは不可とします。
21	要求水準書（素案）	11	統括管理業務	「その他必要な事項」として実施する業務内容が曖昧であるため、具体的な業務範囲を網羅的に明示いただきたい。	関係法令等に基づく手続、関係者・関係機関との調整、予算管理など、本事業の統括管理を実施するにあたり必要となる業務を想定しています。
22	要求水準書（素案）	11	統括管理業務	統括管理業務と維持管理・改築・データ管理等の各業務との責任分界について明確化をお願いします。	各業務の責任分界については、受託者の体制によって異なるため、受託者で決めるべき事項と考えています。
23	要求水準書（素案）	11	統括管理業務	統括管理業務として受託者が担う業務範囲の上限および追加業務発生時の取扱いをご教示ください。	統括管理業務の内容については、要求水準書（素案）に記載のとおりです。追加業務が発生した場合は、協議のうえ取扱いを決定することとなります。
24	要求水準書（素案）	11～12	ペーパーレス化	データ管理業務における電子化・クラウド管理の基本方針をご教示ください。	本事業の業務成果等については、上下水道局が保有するクラウド型の下水道管路台帳、下水道設備台帳へ登録することを考えています。なお、登録作業は受託者もしくは下水道台帳保守業者にて行うことを考えており、具体的な作業分担は事業者応募公告時にお示しします。
25	要求水準書（素案）	11～12	ペーパーレス化	既存紙資料の電子化範囲および、その費用負担について現状の考え方をご教授お願いします。また具体的に明確化を頂くと、齟齬を生じず理解ができると考えます。	既存紙資料を電子化する作業は本事業に含まれていません。

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
26	要求水準書（素案）	12	3.1.2 データ管理業務における業務内容について	「上下水道局が保有する下水道台帳システムにデータ登録（更新）できる様式にて管理し、随時クラウド型台帳システムへ登録すること」とあります。貴局が保有するクラウド型台帳システムを利用するに際し、システム利用料など受託者が負担すべき費用があればお示しください。	クラウド型台帳システムを利用するにあたり、受託者が負担すべき費用はありません。
27	要求水準書（素案）	12	3.1.2 データ管理業務における業務内容について	「効率的、効果的な事業運営をするために有効なクラウド型台帳システムの改修方法を提案すること。」とあります。提案する台帳システムに関する費用（イニシャル・ランニングコスト）は、本委託費には含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業では、上下水道局が保有する既存のクラウド型の下水道管路台帳、下水道設備台帳システムを使用する予定であり、保守、改修作業は既存システムの保守業者にて行うため、本事業の委託費に含まれていません。
28	要求水準書（素案）	12	クラウド型台帳システムについて	クラウド型台帳システムは、契約会社によって仕様が異なりますが、現状、契約されている会社名を教えてください。また入力作業は、ネット環境があればどこでもできるのでしょうか？それとも事務所に行って作業となりますか？	・上下水道局が保有する既存のクラウド型の下水道管路台帳システム、下水道設備台帳システムは（株）日水コンのシステムになります。 ・入力作業は、ネット環境があればどこでも可能です。 ・上記の台帳システムは公共下水道を対象とした台帳システムです。農業集落排水施設等は、現状、クラウド型台帳システムを導入しておらず、今後の対応については検討中です。
29	要求水準書（素案）	14	4.1 維持管理に関する業務（管路） 4.1.4 修繕業務	「緊急性の低い箇所の修繕および定期的なポンプの分解修繕」や「緊急修繕」における1件当たりの上限額や年間総額の上限に定めなどについては、今後公表される要求水準書（案）等でお示しいただけますでしょうか。	事業者応募公告時にお示しします。
30	要求水準書（素案）	14	緊急対応	住民対応・苦情対応と緊急対応の関係および責任分担について明確化をお願いします。	住民等からの通報、苦情は上下水道局が窓口となり連絡を受け、その後、現地調査が必要と判断した箇所については、上下水道局から受託者へ現地調査を要請します。責任分担はリスク分担表のとおり、受託者の責に起因するものは受託者の責任となります。
31	要求水準書（素案）	14～15	緊急対応	24時間365日対応体制の構築が求められているが、人員・待機・拠点配置等に係る費用をどのように見込んでいるか、および対価への反映方法をご教示ください。	予定価格に係る事項でありお示しできません。
32	要求水準書（素案）	14～15	緊急対応	・60分以内の現地到達要件を求められていますが、対象範囲および事務所配置条件を踏まえた成立前提をご教示ください。 ・業務事務所は概ね1時間以内到達圏とされていますが、緊急対応要件との関係性および配置前提をどのように整合させる想定か、ご教示ください。	要請があった際に速やかに対応するため、本事業で対象としている範囲へ概ね1時間以内に到着できる場所に業務事務所を設けることを求めるものであり、この時間設定を目標に事務所配置、業務実施体制を決定していただくことを考えています。
33	要求水準書（素案）	14～15	緊急対応	現地到達ではなく、一次連絡対応時間と現地到達時間を分離した段階的対応の設定について検討可能かご教示ください。	現在のところ段階的対応の設定については考えておりません。
34	要求水準書（素案）	17	【4.2.4】改築工事（管路）	改築工事においては、設計段階で把握できない地下埋設物、既設管路の劣化状況、過去施工の不整合等が施工段階で顕在化する可能性があることと認識しています。別紙2（リスク分担表）では「用地の瑕疵（地中障害物等）」は上下水道局リスクとされていますが、実務上の判断基準や協議プロセスが不明確な場合、受託者側のリスク評価が困難となります。 ついては、 ・既設情報と実際の現地条件が乖離していた場合の取り扱い ・工事中に新たな地中障害物等が判明した場合の責任分担・協議手順 について、より具体的な考え方を示していただきたいです。	一般的に、現地条件が当初想定していたものと異なる場合には設計変更の対象となると考えますが、個々の事象に対して個別に判断、対応する必要があることから、現時点で考え方をお示しすることはできません。
35	要求水準書（素案）	17	【4.2.4】改築工事（管路）	改築工事を同一事業体が担うスキームにおいては、現場条件や更新手法の見直し等により、設計内容の変更が生じる可能性が高いと考えます。 ついては、 ・発注者との協議が必要となる設計変更の範囲 ・受託者裁量で変更可能な範囲 ・協議に伴う工期・費用調整の考え方 を整理することで、不要なリスク回避行動や過度な安全側積算を防げるものと考えます。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
36	要求水準書（素案）	17 18	改築実施設計業務・耐震化実施設計業務について	地質調査は作業内容に含まないという認識でよろしいでしょうか。	地質調査は本事業の業務には含んでいません。追加の地質調査を行う必要が生じた場合には、協議のうえ、取扱いを決定したいと考えています。

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
37	要求水準書（素案）	18	耐震診断業務の内容について	本業務の対象に、鉄筋調査を必要とする特殊人孔の耐震診断や水管橋等の耐震診断は、含まれておりますでしょうか？	鉄筋調査を必要とする耐震診断は本事業の業務には含んでいません。鉄筋調査を行う必要が生じた場合には、協議のうえ、取扱いを決定したいと考えています。
38	要求水準書（素案）	19	4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）における業務内容について	自家用電気工作物の保安規定を定め、監督を行う「電気主任技術者」の選任は、設置者である市で対応されるのでしょうか。	受託者がみなし設置者として、「電気主任技術者」を選任することを想定しています。
39	要求水準書（素案）	20	4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）における業務内容について	「清掃により発生した汚泥は、産業廃棄物とし適切に処分すること。」とあります。汚泥の排出事業者は貴局との理解でよろしいでしょうか。 本業務における契約方法や費用負担について、貴局の見解をお示しください。 なお、同書21頁 4.3.3 緊急対応等業務 (3)業務内容 イ)緊急清掃で発生した汚泥も同様と考えます。	・本業務においては上下水道局と受託者の契約に汚泥の運搬、処分業務を含んでいます。 ・包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、下水道管理者の補助者である受託者が汚泥の運搬、処分を実施することを想定しています。
40	要求水準書（素案）	20	4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ） 4.3.2 修繕業務	「緊急性の低い箇所の修繕および定期的なポンプの分解修繕」や「緊急修繕」における1件当たりの上限額や年間総額の上限に定めなどについては、今後公表される要求水準書(案)等でお示しいただけますでしょうか。	事業者応募公告時にお示しします。
41	要求水準書（素案）	21	4.3.4 ユーティリティ（電力等）調達業務について	「実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。」とあります。水道と燃料（非常用自家発電機）の調達が必要な箇所を教示願います。 また、各機上における電気、水道、燃料の実績数量（過去3年分）については別途開示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者応募公告時にお示しします。
42	要求水準書（素案）	23	4.5.1 技術提案に基づく業務（効率的な維持管理、雨天時浸入水対策）について	「提案の実施による委託料の取扱いは市と協議のうえ決定する。」とあります。本事業の応札時は、本提案に関わる費用及び削減効果は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案の実施費用の目安は事業者応募公告時にお示しします。
43	要求水準書（素案）	23 24	4.5その他業務 4.5.1、4.5.2	長期10年間の官民連携事業として、民間による技術提案（「効率的な維持管理」、「雨天時浸入水対策」）は非常に有効と考えます。「提案は事業開始から5年目までを目途に行うこと。」と有りますが、事業目的を達成するための受託者選定の大きなポイントになりうと思いますので、基本方針(案) 2. (4)の企画提案書等にての記載項目及び評価基準への反映を希望致します。	プロポーザル方式での受託候補者選定時においては、技術提案に基づく業務に関する基本的な考え方等をご提案いただき、事業開始1年目から5年目の期間内に具体的な提案をしていただくことを考えています。提案評価の詳細は事業者応募公告時に提案書評価基準にてお示しします。
44	要求水準書（素案）	23 24	技術提案に基づく業務内容について（効率的な維持管理）	本業務は、新たな手法の検討も含まれており、業務期間内での実用化や効果が得られない可能性もあります。場合によっては、第2期WPPPでの継続検討となることも想定されておりますでしょうか。	実施する提案内容は適宜フォローアップを行い、手法の改善を図るとともに提案の有効性を検証していくことを考えており、場合によっては、本事業の期間内で提案の有効性を確認できないことも想定されます。
45	要求水準書（素案）	23 24	技術提案に基づく業務のリスク分担について	当業務中に発生するリスク分担の考え方については、試行段階（履行開始後5年間）で協議により決定するイメージでしょうか？	基本的にはリスク分担表のとおりと考えていますが、技術提案の実施を判断する際に、リスク分担についても、協議のうえ決定することを考えています。
46	要求水準書（素案）	24	対策の実施による流入水の減少をプロフィットシェアの考え方について	対策の実施による流入水の減少をプロフィットシェアにするとのことですが、一部管路のみの改築更新でどの程度軽減できると想定をされているのでしょうか？また流量はどの様にひかくされるのでしょうか	現時点で軽減できる流量の想定値を具体的にお示しすることはできません。流量の比較方法は、ご提案いただいた内容を協議のうえ決定することになります。
47	要求水準書（素案）	24	対策の実施による流入水の減少をプロフィットシェアの考え方について	老朽化とともに浸入水等の流入は増加が想定されますが、流入量が増えたら、マイナス評価になり受託金額からペナルティーとして減額されるのでしょうか？	老朽化に起因する流入水量の増加は受託者の責に起因するものではないため、ペナルティや減額の対象とすることはありません。
48	要求水準書（素案）	27	管路施設機能確認および原状回復等	事業終了時の機能確認等については記載がありますが、事業開始に伴う機能確認等について記載がありません。リスク分担として事業開始に伴う管路施設の機能確保は貴局のリスクと考えます。また、事業開始後から1年以内に本施設の機能不全により重大な事故が発生した場合も貴局のリスクと考えます。	基本的な考え方として、事業開始前から存在していた施設の劣化、欠陥に伴うリスクについては、上下水道局が負うリスクと考えています。なお、受託者が施設の状況を把握した後（性能発注の本格的な導入後）には、基本的には受託者がリスクを負い、上下水道局の事情等により改築、修繕等が実施できない場合はこの限りではないと考えています。

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
49	要求水準書（素案）	28	【6.1.3】管路施設機能確認および原状回復等	契約終了時および終了後1年間における施設の機能不全や契約不適合責任について整理されていますが、10年間にわたる維持管理・更新一体型事業であることを踏まえると、通常の経年劣化との線引きが重要と考えます。 ついては、 ・「通常の経年変化」と「契約不適合」との判断基準 ・改築工事未実施区間に起因する不具合の取り扱い について、事業者の予見可能性を高める観点から考え方を示していただきたいです。	・「通常の経年変化」と「契約不適合」との判断については、個々の事象に対して個別に判断する必要があることから、現時点で判断基準をお示しすることはできません。ただし、適正な管理状態にも関わらず通常の経年劣化により不具合が発生した場合には、受託者はリスクを負わないものと考えています。 ・本事業開始後、仕様発注により業務を実施し、受託者が施設の状況を把握した段階で、性能発注を本格的に導入し、リスク分担を見直す必要があると考えており、改築工事未実施区間に起因する不具合の取扱いについての考え方としては、仕様発注の段階では上下水道局がリスクを負うべきと考えますが、受託者が施設の状況を把握した後（性能発注の本格的な導入後）には、基本的には受託者がリスクを負い、上下水道局の事情等により改築、修繕等が実施できない場合はこの限りではないと考えています。
50	要求水準書（素案）	27～28	引継ぎ	・引継ぎに必要な情報整備および提供は発注者責任で実施される前提と理解してよいかが教えてください。また発注者から、十分な引継ぎや情報提供が不足となっている場合の業務成立性確保について発注者の方針をご教えてください。 ・引継ぎ不足や提供情報の不備に起因する不具合については受託者では免責事項となる整理かご教えてください。	・業務準備期間の引継ぎに必要な情報整備、提供は上下水道局にて準備、実施し、業務移行期間の引継ぎに必要な情報整備、提供は受託者にて準備、実施することを考えています。 ・引継ぎ不足や提供情報の不備に起因する不具合については、ご認識のとおり、受託者の責によらないものは上下水道局が負うリスクと考えています。
51	要求水準書（素案）	29	別紙1	業務指標の例に「緊急修繕の実施割合」、「苦情処理の迅速性」、「マンホールポンプ復旧の迅速性」がありますが、これら指標は「年間における指標」との理解でよろしいでしょうか。ご教えてください。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書（素案）	30	【別紙2】リスク分担保	別紙2（リスク分担保表）では「不可抗力」は、国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象について上下水道局をリスク負担者としていますが、近年、豪雨災害や地震等により、下水道施設に想定外の負荷が生じるケースが増加しています。 本事業のような長期包括契約においては、 ・災害対応が通常維持管理業務の延長と見なされるのか ・不可抗力として整理されるのか が事業リスク評価上、極めて重要です。 ついては、 ・災害対応に係る基本的な責任分担 ・国・県補助等との関係整理 について、より具体的に示していただきたいです。	災害対応については、要求水準書（素案）1.16「災害時維持修繕協定の締結」のとおり、契約後、災害時維持修繕協定を締結することを考えています。協定内容については、協議のうえ決定します。
53	要求水準書（素案）	30	【別紙2】リスク分担保	本事業は10年間の長期契約であり、維持管理業務に加えて改築工事を含むことから、労務単価、資材価格、燃料費等の中長期的な変動が事業採算性に与える影響は大きいと考えます。 別紙2（リスク分担保表）では「物価変動」は、サービス対価の変更の規定の範囲内の場合と規定の範囲を超える場合でリスク負担者を区別していますが、現時点では、物価変動や市場環境変化に対する価格調整の具体的な考え方が明確に示されていないため、参加事業者によるリスク評価や価格形成にばらつきが生じる可能性があります。 ついては、 ・公共工事設計労務単価や建設物価指数等を用いたスライド条項適用の有無 ・維持管理業務費・改築工事費それぞれに対する調整可否 について、公募段階での基本的な考え方を示していただきたいです。	スライド条項の適用を考えていますが、詳細は事業者応募公告時にお示しします。
54	要求水準書（素案）	30	7 物価変動 サービス対価の変更に ついて	「サービス対価の変更の規定」の具体内容および適用条件をご教えてください。 また現状のイラン紛争のような影響により、当該規定を短期間で超える物価変動が発生した場合の協議および費用反映の考え方を教えてください。	事業者応募公告時にお示しします。
55	要求水準書（素案）	31	【別紙2】リスク分担保	維持管理費の変動は様々な事由により起こりうると考えます。 別紙2（リスク分担保表）では「維持管理費の変動」は、上下水道局の事由による事業内容の変更等に起因するものと、受託者の事由による事業内容等の変更等に起因するものでリスク負担者を区別していますが、その両者以外の事由による事業内容の変更等に起因することも考えられますので、リスクの内容の別については、その他の事由についても整理していただきたいです。	受託者の事由による事業内容等の変更等に起因するもの以外は、上下水道局が負うリスクと考えています。リスク分担保表を修正します。
56	要求水準書（素案）	31	別紙2 リスク分担保表	リスクの種類として、「事業終了時の施設状態」がありますので、リスク分担保上は「事業開始時の施設状態の契約不適合」の追加が必要と考えます。	リスク分担保表を修正します。

No.	資料名	頁	項目名	意見・質問事項	回答
57	要求水準書（素案）	31	21 道路陥没（道路起因）のリスクについて	本記載の受託者の責に起因するものとは、どの様な事例を想定されていますか？理由として改築更新等を実施した部分の責任を追うのであれば理解できますが、下水道管の老朽化原因のものなので、民間の裁量でコントロールできるものではないと考えています。	・改築工事未実施区間に起因する不具合の取扱いについての考え方としては、仕様発注の段階では上下水道局がリスクを負うべきと考えますが、受託者が施設の状況を把握した後（性能発注の本格的な導入後）には、基本的には受託者がリスクを負い、上下水道局の事情等により改築、修繕等が実施できない場合はこの限りではないと考えています。 ・改築更新をしていない施設であっても、例えば、点検等を実施したにもかかわらず、重大な不具合を見落として適切な対応がされておらず、道路陥没が発生した場合等は、受託者の責に起因するものと考えています。
58	要求水準書（素案）	31	27 補助金が得られなかったリスクについて	補助金が得られるかどうかは、民側でコントロールできる事項でなく、官側の責で行われるものだ認識をしています。 そのため全体の業務内容・契約金額の調整であれば総額が変わらないため受託者側で許容はできますが、契約金額の減額に繋がるリスクなのであれば、官側の責任とすべきと考えます。 減額のリスクがあるのであれば、応札判断に大きな影響を与える事項ですので、もっと詳細に記載を希望します。	・補助金（交付金）の内示率は官民双方ともにコントロールできるものではないため、補助金（交付金）が得られなかった結果、工事等が実施できないことによる不具合等のリスクは市が負いますが、契約金額の減額のリスクは原則として受託者が負うものと考えています。 ・施設状況を踏まえて、補助金（交付金）の枠内で緊急性の高い箇所の改築工事を優先的に実施し、補助金（交付金）が不足する場合には必要に応じて市単独費を充当することを考えています。
59	要求水準書（素案）	32	【別紙3】業務概要	別紙3に示されている各業務の実施箇所および数量について、「現時点で想定している箇所および概算数量であり、今後変更となる可能性がある」と整理されていますが、10年間の長期契約かつ改築工事を含む事業スキームであることを踏まえると、数量変動が受託者のリスク評価および参画判断に与える影響は大きいものと考えます。 ついては、 ・年度ごとの数量増減に対する調整（協議・契約変更・単価適用等）の基本的な考え方 ・著しい数量変動が生じた場合の対応方針 について、公募段階での考え方を示していただきたいです。 これは、参加事業者が公平にリスクを評価し、適切な価格形成を行うために重要と考えます。	・維持管理に関する業務は、年度協定の数量から増減があった場合には、双方協議のうえ、年度末に精算することを考えています。 ・改築に関する業務は、本事業で詳細点検（調査）を行い、改築が必要と判断された施設を改築していくことから、詳細点検（調査）の結果により、事業者応募公告時にお示しした想定数量から変動することが考えられるため、詳細な数量が確定した後に、年度協定を締結し、業務を実施することを考えています。
60	要求水準書（素案）	32	別紙3 業務概要	「実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。」とありますが、事業開始後、実際の施設の劣化状況が【別紙3】の想定数量を大幅に上回った（または下回った）場合の対応等について、今後公表予定の要求水準書(案)等でお示しいただけますでしょうか。（耐震設計・改築設計は、前段で実施する調査や診断結果により、対象数量が変わります。）	改築に関する業務は、本事業で詳細点検（調査）を行い、改築が必要と判断された施設を改築していくことから、詳細点検（調査）の結果により、事業者応募公告時にお示しした想定数量から変動することが考えられるため、詳細な数量が確定した後に、年度協定を締結し、業務を実施することを考えています。
61	要求水準書（素案）	34	改築更新計画策定業務の数量について	詳細点検（調査）の実施数量（約45km/10年）よりも改築更新計画の実施数量（約198km/10年）が多い理由をご教示いただけませんか？過年度実施した調査も対象にするということでしょうか？	数量に誤りがありましたので要求水準書（案）にて修正します。本事業で実施した調査を対象に、改築更新計画を策定することを考えています。
62	要求水準書（素案）別紙1	29	業務指標の例について	例として記載されている緊急修繕の実施割合につきましては、予防保全が効果的に機能することで、将来的には緊急対応件数が減少していく状態が理想であると考えております。 そのため、初年度は現状の件数を踏まえた水準で目標を設定いただき、次年度以降は年度ごとに段階的な目標引き上げを行うなど、指標設定にあたっては柔軟なご対応をご検討いただけますと幸いです。	アウトカム指標およびその目標値については、性能発注の試行期間での状況を踏まえ、協議のうえ決定することを考えています。
63				概算事業費の公表予定はございますか。ある場合、算出基準も合わせて公表いただけますと幸いです。	事業者応募公告前の概算事業費の公表予定はありません。事業費の上限額は事業者応募公告時にお示しします。
64				プロフィットシェアについてのお考えをご教示ください。	要求水準書（素案）4.5.2技術提案に基づく業務（雨天時浸入水対策）に示すとおり、処理場への流入水量が減少し処理費用が削減されたと認められる場合には、減少した処理費用分はプロフィットシェアの対象とすることを考えています。
65				更新実施型のため発注業務が発生するかと存じますが、発注に際しての規定や制約等がございましたらご教示ください。	再委託にあたっては、基本方針（案）3.(1)業務実施時の要件に記載している内容を満たす必要があります。